

Ⅱ 基本構想

- 1 白老町のめざす将来像
- 2 まちづくりの基本方針と施策の体系
- 3 基本構想の推進にあたって

1 白老町のめざす将来像

1) まちの将来像

まちづくりにおいては、まちに暮らす人びとが、お互いを尊重しながら、自分らしく、心豊かにいきいきと人生を過ごせる地域社会を実現することが大切です。そのために、私たちは、どのような将来を見据えてまちづくりをすべきでしょうか。

この計画では、まちの将来像を考えるにあたって、【快適・調和型】、【自主・自立型】、【安全・安心型】、【風土・創造型】、【活力・個性型】という5つの将来像を示し、アンケート調査を実施しました。その結果、将来のまちの姿として【安全・安心型】と【活力・個性型】のどちらかを特に重視していることがわかりました。

少子高齢社会や人口減少社会の到来、社会経済情勢の激しい変化など、私たちにとって、将来を見通すことが困難な時代を迎えています。

このような時代にあって、住民、団体、事業者など多様な主体がまちづくりに参加し、家族の絆や地域での助け合いなど、人と人とのつながりを大切にしながら、日常生活における不安を解消し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めることが、より一層必要になっています。

また、経済活動の活性化は、豊かで魅力ある地域社会の維持発展への土台となるもので、多彩な産業構造を有する本町の強みを活かしながら、雇用の場を確保し、まちの活力を高めていくことが重要です。そして、豊かな自然に恵まれ、先住民族であるアイヌの人々や先人たちが培ってきた特色ある歴史や文化、多彩な地域資源は、まちの誇りであり、故郷への愛着やまちの個性を育む重要な要素です。これらを受け継ぎ、後世に伝えていくことは、今を生きる私たちの責務でもあります。

これらを改めて見つめ直し、白老町の将来像を次のように定めます。

みんなの心つながる 笑顔と安心のまち

“みんなの心つながる”

まちの主人公は町民一人ひとりであり、町民がまちづくりの担い手として積極的に参加する「手づくりのまちづくり」をめざします。

“笑顔”のまち

誰もが、自分らしく、生きがいをもっていきいきと暮らせる、個性が輝き、元気あふれる“笑顔”のまちをめざします。

“安心”のまち

人と人とのつながりを大切にしながら、お互いを尊重し、支えあい、“安心”して暮らすことができるまちをめざします。

2) 都市の姿（都市計画の方針）

多くの人々が生活しているまちでは、土地の使い方や建物の建て方、都市基盤（インフラ）の整備などに一定のルールが必要です。また、人々が共有する土地や施設は、住宅などの分布による人口の集積、人や物の流れ、近隣の市町村との広域的な関係を踏まえ、あらかじめ計画を立てて整備を進めていく必要があります。

総合計画における都市の姿は、将来ビジョンを示す「都市計画マスタープラン」と一体であり、その「都市構造」と「土地利用」の基本的な方針を示します。

《都市構造の方針》

●都市構造とは

都市構造とは、計画的な都市づくりを行うため、交通軸と都市拠点などを要素に都市のかたちを表したものです。

●目標とする都市構造

これまで、多様な産業等の繁栄により拡大成長する市街地を支えるため計画的にかつ効率的な市街地整備を基調とした都市づくりを進めてきました。しかし、少子化高齢化や厳しい社会経済情勢の変化に柔軟に対応するための都市づくりが必要となっています。

持続可能な都市をめざすため、人・物・情報などが移動できる交通軸の維持・発達と、地域資源や地域特性を活用した各分野の都市拠点の整備を促進しながら、住み良い生活圏の形成を図り、まちの魅力と活力を高めることが必要です。

これらのことから、本町を取り巻く社会情勢の変化を見据え、各地区の既存市街地が「適切な規模でまとまったまちづくり」を進め、人とコミュニティのつながりを重視して都市活力の維持・向上を図ることを目標とします。

◎交通軸

＜東西の交通軸＞

J R室蘭本線、国道 36 号線、鉄北幹線、道央自動車道

＜南北の交通軸＞

道道白老大滝線、東通、石山西通、萩野 12 間線

◎都市拠点

＜産業・流通拠点＞

石山工業団地、製紙工場、白老港

＜観光・レクリエーション＞

ポロト湖、クッタラ湖、インクラの滝、萩の里自然公園、白老滑空場、牧場、温泉

＜健康・福祉拠点＞

総合保健福祉センター、町立病院、桜ヶ丘運動公園

＜歴史・文化拠点＞

アイヌ民族博物館、史跡白老仙台藩陣屋跡、TOBIU アートコミュニティ

＜親水拠点＞

社台川、白老川、ウヨロ川、敷生川等 / アヨロ海岸、ヨコスト海岸、白老港等

《土地利用の方針》

●土地利用とは

土地利用は、道路や公園、福祉、環境、文化、農林水産業や商工業など、暮らしに関係する全ての分野に関係します。これらの土地利用が健全な調和を保ち、町民が安心して快適に暮らすことができるよう計画的な土地利用を図るものです。

●土地利用の重点項目

□ 環境との共生を目指した土地利用

町民活動や産業活動と自然環境との共生に配慮するとともに、宅地の無秩序な拡大を防止し、環境負荷の小さい都市づくりを進めます。

□ 安全・安心を重視した土地利用

災害に強いまちを目指した土地利用の誘導により安全性を重視した社会基盤整備を促進するとともに、地域ぐるみの防犯機能を強化するため、地域環境改善に配慮し、安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

□ 快適な暮らしを支える土地利用

地域固有の資源の保全と活用を進めるとともに、だれもが安心して出歩ける環境と生活圏の形成を目指した土地利用や施設配置を誘導し、子育てや高齢者の暮らしを支える居住環境や交通基盤などの充実を図ります。

□ まちの活力を生み出す土地利用

道央自動車道や港湾等を有する立地条件の優位性や豊かな自然、歴史・文化などを活かした産業振興や観光振興等に取り組むとともに、町民を支える都市機能を各地区の既成市街地の中心部に誘導し、その集積により様々な活動が繰り広げられる地域として、活性化を図り、魅力を高めるまちづくりを進めます。

2 まちづくりの基本方針と施策の体系

1) まちづくりの基本方針

まちの将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの基本的な方向性を示す5つの基本方針を定めます。

<基本方針1 生活・環境>

◆人と環境にやさしい 安全で快適に暮らせるまち

自然と人が共生できるよう、環境保全や循環型社会の形成に配慮し、町民の快適な暮らしを支える生活環境の向上に取り組みます。また、災害などから町民の生命と財産を守り、誰もが安全で安心して暮らすことができる、やさしさのある住み良いまちづくりを進めます。

<基本方針2 健康・福祉>

◆支えあい みんなが健やかに安心して暮らせるまち

自らが積極的に行う健康づくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育て、誰もが生涯を通して住み慣れた地域でいきいきと健やかに生活することができるよう、町民と行政が連携し、みんなで支えあう心の通ったまちづくりを進めます。

<基本方針3 教育・生涯学習>

◆生きる力を育み 生きがいを実感できるまち

家庭、学校、地域の連携を深め、次代を担う子どもたちが、確かな学力と体力、豊かな人間性を育むことができる教育環境の整備を進めます。また、アイヌ文化の伝承・保存、普及をはじめ、歴史や文化を大切に受け継ぐとともに、年齢にかかわらず誰もが生涯にわたって、生きがいを持って心豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

<基本方針4 産業>

◆地域資源を活かした 個性あふれる産業のまち

厚みのある産業構造と豊富な地域資源を有効に活かしつつ、地域産業の経営基盤の強化を促進します。あわせて、「食材王国しらおい」の推進による地場産業の連携や企業誘致による新事業の創出など、バランスのとれた産業の振興を図り、新たな雇用が生まれる、個性あふれるまちづくりを進めます。

<基本方針5 自治>

◆人と人との理解と信頼による協働のまち

自治基本条例に基づき、自主的な町民活動や町政参画を促進します。また、町民と行政との対話や情報共有を図りながら、効率的かつ効果的な行財政運営を推進することにより、お互いへの理解と信頼を深め、豊かで魅力あるまちの実現に向けて協働のまちづくりを進めます。

2) 施策の体系

まちの将来像の実現に向けて、基本方針に基づき各分野で取り組む、施策の体系を以下に示します。

	基本方針	分野	施策
1	人と環境にやさしい 安全で快適に暮らせるまち	生活・環境	安全な暮らし 防災 治水・海岸保全 消防・救急 環境保全 環境美化・衛生 公園・緑地 土地利用・住環境 上水道 生活排水処理 道路 公共交通機関 地域情報化
2	支えあい みんなが健やかに 安心して暮らせるまち	健康・福祉	健康づくり 地域医療 地域福祉 子育て支援 障がい者(児)福祉 高齢者福祉
3	生きる力を育み 生きがいを実感できるまち	教育・生涯学習	幼児教育 小・中学校教育 高校・各種教育機関 社会教育 芸術・文化 民族文化 スポーツ・レクリエーション 国際・地域間交流 人権
4	地域資源を活かした 個性あふれる産業のまち	産業	産業連携・雇用 港湾 商工業 観光 農林業 水産業
5	人と人との理解と信頼による 協働のまち	自治	協働のまちづくり 行財政運営

※ 施策の目標・基本事業などは、Ⅲ-2 分野別計画に掲載しています。

3 基本構想の推進にあたって（基本姿勢）

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を以下に示します。

◆自治基本条例との連動によるまちづくりの推進

地方分権が進む中で、地域特性を反映した個性豊かで住み良い地域社会を実現し、町民・議会・行政の役割分担と責任のもとで自立した町政運営を行うため、本町では、まちづくりの基本的なルールとなる自治基本条例を定め、自治制度の最上位の条例として位置付けています。

政策執行の最上位の計画である総合計画とは、今後のより良い白老町を実現していく上で車の両輪の役割を果たすもので、連動性を確保し、相互の実効性を高め合うことにより、基本構想に掲げたまちの将来像の実現と町民本位の自治のまちづくりを推進します。

◆町民と行政の協働によるまちづくりの推進

基本構想の推進に向けては、町民・事業者・町民活動団体などと行政がまちづくりの目標を共有し、お互いに地域社会における役割を担い、相互に協力・連携していくことが重要です。そのために、情報を共有し、お互いの考えや思いを理解し、信頼関係を深めるよう努めるとともに、住民主体で進める地域コミュニティ活動による地域振興を促進します。

そして、町民一人ひとりがより良い地域社会を創る主役となり、お互いを尊重しながら対話や交流を重ね、まちの将来像の実現に向けて、様々な形でまちづくりに協力・連携しあう協働のまちづくりを推進します。

◆達成すべき目標の明確化と進行管理の実施

基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けて、財政計画や行政改革実施計画との整合性を確保しながら、人材や財源などを有効に活用し、選択と集中に基づく事務事業の実効性の向上に努めます。

また、政策・施策については、その達成度を示す具体的な評価指標を設定し、事業評価・事業改善などの行政評価と連動しつつ、定期的な成果の検証・評価・公表を行い、計画の進行管理を行います。